

【厚生労働省 × 農水省】重層的支援体制整備事業と農村RMOとの連携

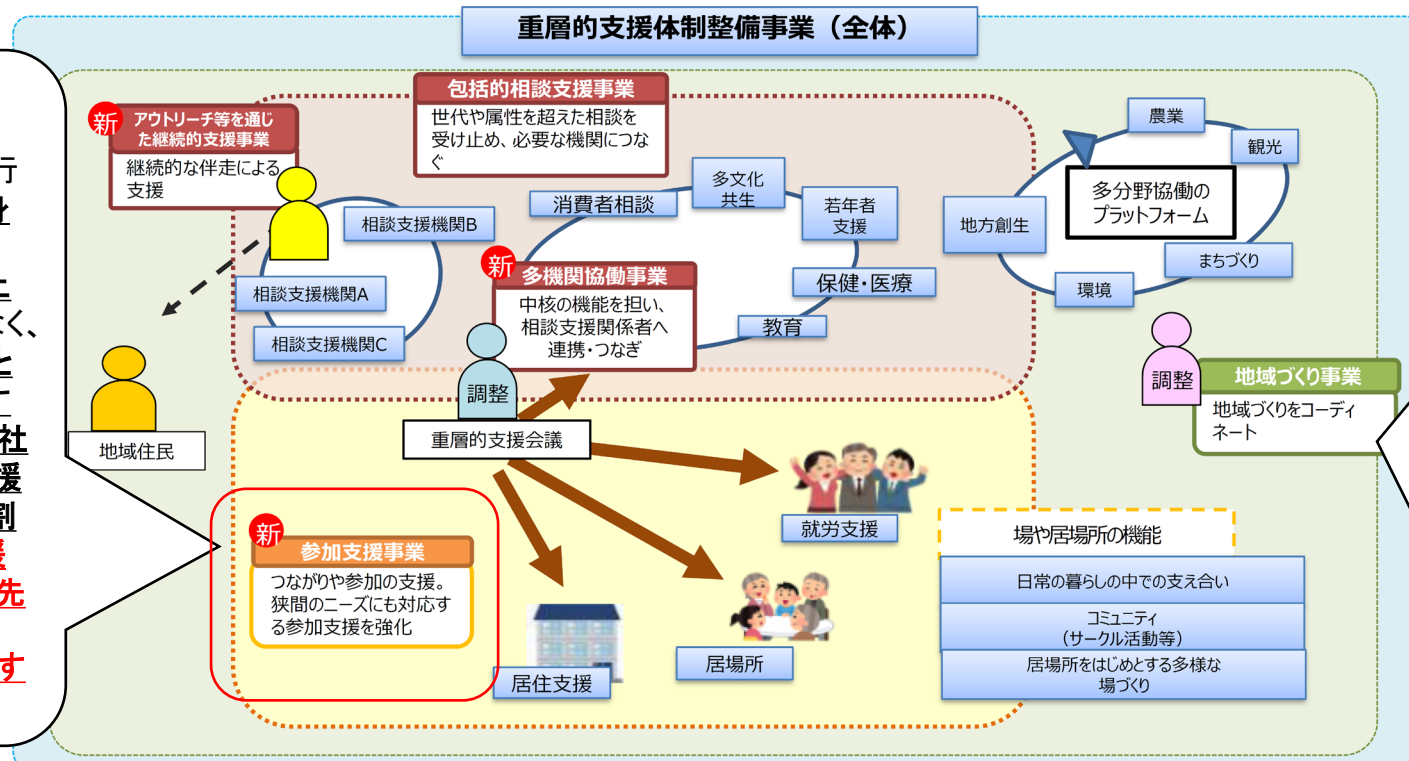
- ・ 令和4年3月1日、自治体福祉部局・農水部局宛てに重層的支援体制整備事業と農林水産施策との連携に係る通知を発出。
- ・ 同通知において、
 - ・ 「参加支援事業」や「地域づくり事業」を推進する上での農村RMOとの連携・活用の検討や、
 - ・ 自治体内における福祉部局と農水部局との連携等について呼びかけている。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

【参加支援事業】

農林水産分野が、自然の中で作業を行うことを通じて、**心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上**につながるだけでなく、**地域社会との接点となり社会参加を促す**ものであり、**本人の社会参加に向けた支援において重要な役割を果たすため、支援対象者の受け入れ先の一つとして農村RMOの活用を検討すること。**



【地域づくり事業】

農村RMOが形成されている地域では、**地域課題の解決に向け、農用地保全や農業を核とした地域資源の活用や生活支援等の活動が展開**されており、**農村RMOとの情報共有や企画調整に努めること。**